

どうする、どうなる

# 消費税インボイス制度説明会

どんな影響があるの？

対応しないといけないの？

何をいつまでにやればいいの？



消費税の新税率に慣れてきた矢先、インボイス制度という言葉をよく耳にするようになりました。令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。適格請求書（インボイス）を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ、令和5年10月から適格請求書を交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

そこで、それはどんな制度で、どんな影響があり、どう対応していけばいいのか、それぞれの事業に応じた対応や準備を進めていただけるように、「免税事業者」と「課税事業者」別に説明会を開催いたします。

この機会に、ぜひご参加ください。

## 内容

### 免税事業者編

- ①インボイス制度とは？
- ②免税事業者への取引先からの要請とは？
- ③インボイス発行事業者（課税事業者）になるべきか
- ④事業者登録する場合の手続きや期限は？
- ⑤本則課税、簡易課税のどちらが有利か
- ⑥インボイス導入前と後におこなうこと

日時 令和4年9月29日(木)  
13:30~15:00

## 内容

### 課税事業者編

- ①インボイス制度とは？
- ②対象となる事業者は？
- ③インボイス制度を受けるためには
- ④インボイスへ記載すべき内容と事前に準備すべきこと
- ⑤インボイスの保存と仕入税額控除の要件

日時 令和4年10月6日(木)  
13:30~15:00

(免税事業者編、課税事業者編ともに)

会場 津和野町商工会

講師 益田税務署担当職員

●お問合せ先 津和野町商工会

☎ 72-3131

参加申込書 ■ 申込〆切：9月27日(火) FAX：72-1389



事業所名		TEL/FAX	
参加希望日	<input type="checkbox"/> 9/29 (木)	<input type="checkbox"/> 10/6 (木)	希望日に☑チェックを入れてください
参加者名		参加者名	

※頂いた個人情報は本セミナーに関する範囲内でのみ使用し、その他の目的では利用しません。